

亀岡市交流会館スポーツライミング施設 使用規約及び注意事項

スポーツライミングは、使用するにあたって、危険を伴う場合がございます。ご使用の前に、以下の内容を必ずご確認ください。

- 当施設を使用するには、スポーツライミング教室もしくは、利用者講習を受講し、当施設のルールや注意事項を理解した上で、使用者同意書を提出し「亀岡市交流会館 スポーツライミング施設 使用者登録証」の交付を受けてください。
※以降のご使用の際には、使用者登録証を受付係員に掲示してください。
- 1回のご使用は、1区分まで(9時～21時の4時間単位3区分)とし、入替制となります。
※時間入替ではなく、区分での入替となります。ご注意ください。
※2区分以上に跨っての連続使用も可能ですが、区分ごとに料金が発生します。
- 小学生未満のお子様のご使用は、大人の保護者の同伴が必要です。
※保護者の施設使用の要否は問いません。
- エリア内では、運動に適した服装と、上履きの着用をお願いいたします。
※上履きがない場合は、貸出用シューズがございます。受付時に係員までお申し付けください(有料)
※下履きや貴重品については、専用ロッカー(無料)をご活用ください。
- 人工壁、人工ホールド、マットなどの特性を理解し、常に危険を想定してご使用ください。
- アクセサリやその他破損事故につながるものが想定されるものについては、外してご使用ください。
- 使用者同士による接触等によるトラブルのないよう、周囲には十分注意してください。
- 高所からのマットへの飛び降りや登っている人の下にはいるなど、危険な行為はしないでください。
- 使用者の過失による設備の損害については、実費費用を弁償していただきます。
- 貴重品など物品の紛失、盗難、怪我など使用者自身、使用者同士又は第三者とのトラブルについては、ご自身又は保護者の責任において処理するものとし、当施設では一切の責任は負いません。
- 係員の指示に従わないなど、施設の管理運営上又は安全管理上支障があると判断した場合は、使用を中止させていただきます。

使用者には、亀岡市が傷害保険等に参加しています。

賠償責任保険

施設設備の不備及び管理上の瑕疵があった場合

身体賠償 1事故毎:10億円 1名毎:1億円

財物賠償 1事故毎:2,000万円

死亡保障 500万円

後遺障害保険金額:死亡保証金の3%から100%

通院保障保険金額:1~5日 5,000円

普通傷害保険

スポーツライミング中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガをした場合。

死亡・後遺障害保険金額 500万円

入院保険金額(日額) 5,000円

通院保険金(日額) 3,000円